

齊梁革命と『周礼』の関係について

戸川 貴行

南朝とは五、六世紀に南中国を支配した劉宋・南齊・梁・陳の四王朝のことである。このうち南齊・梁では、周公が理想上の周の制度について記したとされる儒学の経典『周礼』にもとづく儀礼整備が行われた。こうした南齊・梁の儀礼整備と『周礼』の関係について、従来の研究では次の二点が指摘されている。すなわち南齊の第二代皇帝である武帝のとき『周礼』にもとづく五種類の儀礼（五礼）を整備しようとしたが未完に終わったこと、その後、『周礼』にもとづく儀礼整備は梁の初代皇帝である武帝のときに完成すること。¹五礼とは吉礼、凶礼、賓礼、軍礼、嘉礼という五種類の儀礼のことである。

本稿ではこうした『周礼』にもとづく儀礼整備の研究成果を踏まえた上で、従来指摘されていない三点について考えてみたい。

その一は、南齊武帝の五礼整備の実態である。仮説によれば、南齊武帝の儀礼整備は五礼のなかでも特に凶礼を主とするものであり、それ以外は『周礼』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものでなく劉宋で大枠のできていた儀礼の細部を補うという性格が濃厚であった。かりにそうであるとすれば、南齊武帝と梁武帝の間の時期に『周礼』にも

とづく儀礼整備は全く進展しなかったのかという疑問が生まれる。

その二は、南斉明帝の『周礼』にもとづく儀礼整備である。南斉明帝とは南斉武帝の従弟にあたり、本来補佐すべき武帝の孫から皇帝の位を篡奪した南斉の第五代皇帝である。従来、南斉明帝による儀礼整備の評価は決して高くなく南斉武帝と梁武帝に挟まれた、いわば谷間の時代と見られてきた。しかし、南斉明帝期には梁でも活躍する何佟之という人物によって『周礼』にもとづく儀礼整備が行われている。こうした南朝の『周礼』にもとづく儀礼整備の本格化について、かつて筆者は北魏孝文帝の洛陽遷都に対抗するためであったと指摘したことがある²⁾。ただ前稿では南斉明帝の『周礼』にもとづく儀礼整備と北魏孝文帝の洛陽遷都の関係について詳細に論じることができなかったため、本稿ではこの点を中心に論じてみたい。

その三は、梁武帝の新王朝樹立である。南斉武帝、南斉明帝、梁武帝は三人とも蘭陵蕭氏の家系であるが、このなかで南斉皇室の直系ともいべきは初代皇帝の長子である南斉武帝とその子孫であり、南斉明帝、梁武帝はそれ以外の傍系にあたる。ところが、南斉明帝は本来輔佐すべき南斉武帝の孫から皇帝の位を篡奪した。そのため彼の即位は『周礼』の作者とされる周公の成王輔政の故事と大きく乖離してしまい、『周礼』にもとづく儀礼整備によって正統性を主張する際、北魏にその弱点を突かれることになった。この弱点を克服するべく梁武帝は南斉皇帝と同姓の一族でありながら、南斉の帝位を継承せず梁という新王朝を樹立する。このように齊梁革命は同姓の一族の間で王朝交代が行われたのであるが、これは本来、易姓革命すなわち異姓の一族が新王朝を樹立する中国王朝では稀有のことである³⁾。本稿では、そうした梁武帝の新王朝樹立を北魏との正統性をめぐる争いに注目して論じてみたい。

以上の問題関心から、本稿は南斉武帝の五礼整備の実態、南斉明帝の『周礼』にもとづく儀礼整備、梁武帝の新王朝樹立について論じ、以て齊梁革命と『周礼』の関係を明らかにしようとするものである。

第一節 南斉武帝の五礼整備の実態

まず南斉武帝の五礼整備に関する小林聡氏の見解をみておこう。小林氏によれば、南斉武帝期（四八二～四九三）における五礼の整備事業は永明二年（四八四）から当時の実力者の王儉を最高責任者として始まり、四年後の永明六年に彼が死去した後、張緒をへて何胤に引き継がれた⁴。

筆者は氏の高見に賛同するものであるが、王儉、張緒、何胤のうち最も活躍したのが王儉である。いまこの点を確認しておこう。張緒については、『南斉書』卷三三張緒伝に、王儉死去の翌年にあたる永明七年のこととして、

竟陵王子良 國子祭酒を領す。世祖 王晏に敕して曰はく、吾れ司徒をして祭酒を辭し以て張緒に授けしめんと欲す。

物議以爲へらく云何、と。子良 竟に拜せず、緒を以て國子祭酒を領せしむ。（竟陵王子良領國子祭酒。世祖敕王晏曰、吾欲令司徒辭祭酒以授張緒。物議以爲云何。子良竟不拜、以緒領國子祭酒。）

とあり、王儉に代わり國子祭酒を領して五礼整備の責任者になったものの、『南斉書』卷一六百官志に、翌永明八年のこととして、

國子博士何胤單だ祭酒と爲る。（國子博士何胤單爲祭酒。）

とあるように、わずか一年ほどでその任を何胤に譲っている。

また、何胤についても、南斉の儀礼整備を概括する『南斉書』卷九礼志上の序に、永明二年のこととして、

太子歩兵校尉伏曼容禮樂を定むるを表す。是に於いて尚書令王儉に詔し新禮を制定し、治禮樂學士及び職局を立て、

舊學四人・新學六人・正書令史各々一人・幹一人を置き、祕書省能書弟子二人を差はず。因りて前代を集め、五禮を撰治す。吉・凶・賓・軍・嘉なり。（太子歩兵校尉伏曼容表定禮樂。於是詔尚書令王儉制定新禮、立治禮樂學士及

職局、置舊學四人・新學六人・正書令史各一人・幹一人、祕書省差能書弟子二人。因集前代、撰治五禮。吉・凶・賓・軍・嘉也。）

とあるように、王儉の五礼整備は詳しく記される一方、何胤は名前すら挙げられていない。さらに、『南齊書』礼志には王儉による儀礼整備の議論が数多く見られる一方、何胤の議論については、『南齊書』卷九礼志上に、永明一一年のこととして、

文惠太子薨す。卒哭し、太廟の陰室に耐す。……右僕射王晏・吏部尚書徐孝嗣・侍中何胤奏すらく、故太子太廟に耐するは、既に先准無し。……臣等參議すらく、……太常廟位を主り、太尉禮耐を執り、太孫拜伏し、皆な之と俱にす。正禮既に畢はれば、陰室の祭り、太孫宜しく親自ら進奠すべし、と。詔し可とす。（文惠太子薨。卒哭、耐于太廟陰室。……右僕射王晏・吏部尚書徐孝嗣・侍中何胤奏、故太子耐太廟、既無先准。……臣等參議、……太常主廟位、太尉執禮耐、太孫拜伏、皆與之俱。正禮既畢、陰室之祭、太孫宜親自進奠。詔可。）

とあるように、武帝の皇太子で父よりも早く死亡した文惠太子の祭祀に関する事例のみである。従って張緒、何胤についてはあまり目立った活躍もなく、王儉ほどの成果を挙げられなかったと言えよう。

では王儉の五礼整備の実態は、どのようなものであったのだろうか。先に引用した『南齊書』卷九礼志上の序に「永明二年、太子歩兵校尉伏曼容禮樂を決定す。是に於いて尚書令王儉に詔し新禮を制定せしむ」とあるように、王儉の五礼整備は伏曼容という人物の上表を受けて行われたものであった。伏曼容とは劉宋、南齊に仕え、儀礼に関わる著作として『喪服集解』を撰した人物である（『梁書』卷四八伏曼容伝）。

彼の『喪服集解』は五礼のうち凶礼の著作であるが王儉もまた『古今喪服集記』、『喪服図』を撰しており（『南齊書』卷二三王儉伝。『隋書』卷三二經籍志一、礼の条）、両者には凶礼の著作があるという点が共通している。この点を踏まえ、た上で『梁書』卷四八伏曼容伝に目をやると、

永明の初め、……衛將軍王儉深く相ひ交好し、河内かだひの司馬憲・吳郡の陸澄と共に喪服義を撰せしむ。既に成り、又た之と禮樂を定めんと欲するも、會々たまたま儉薨す。（永明初、……衛將軍王儉深相交好、令與河内司馬憲・吳郡陸澄共撰喪服義。既成、又欲與之定禮樂、會儉薨。）

とあり、伏曼容は王儉とともに凶礼の著作である『喪服義』を撰した後、礼樂を定めようとしたが、その前に責任者の王儉が死去してしまったことが伝えられている。

さらに、『南齊書』卷一一樂志に、永明二年のこととして、

太子步兵校尉伏曼容 上表すらく、宜しく英儒を集め、雅樂を刪纂さんさんすべし、と。詔し外に付し詳せしむるも、竟に行はれず。（太子步兵校尉伏曼容上表、宜集英儒、刪纂雅樂。詔付外詳、竟不行。）

とあり、伏曼容が儀礼音楽である雅樂の選定・編集を行うように上表したが結局、実行に移されなかったことが伝えられている。ここで注目すべきは、雅樂が五礼のうち吉礼をはじめとして賓礼、嘉礼などにも演奏されるものの凶礼には用いられない点である。右を踏まえると、王儉の五礼整備は五種類の儀礼のうち凶礼を主とするものであったと言えよう。

では凶礼以外の儀礼整備については、どのようなのであつたのだろうか。結論から先にいえば王儉の五礼整備のうち凶礼以外は『周礼』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものでなく、劉宋で大枠のできていた儀礼の細部を補うという性格が濃厚であつた。いまこの点について見てみよう。『南齊書』卷九礼志上に、永明二年のこととして、

祠部郎中蔡履議すらく、郊と明堂と、本と宜しく日を異にすべし。……近世そんせい存省し、故より郊・堂日を共にす。來年の郊祭、宜しく定准有るべし、と。……尚書令王儉議すらく、……宋明堂を立て、唯だ郊より宮に徂ゆくの義に據り、未だ天を祀り帝を旅するの旨に達せず。……今ま宜しく親しく北郊を祠り、明年正月上辛じょうけんに昊天を祠り、次辛じょうけんに后土こうどに瘞うめ、後辛こうしんに明堂を祀るべし、と。……詔し可とす。（祠部郎中蔡履議、郊與明堂、本宜異日。……近世存省、故郊・堂共日。來年郊祭、宜有定准。……尚書令王儉議、……宋立明堂、唯據自郊徂宮之義、未達祀天旅帝之

旨。……今宜親祠北郊、明年正月上辛祠昊天、次辛瘞后土、後辛祀明堂。……詔可。）

とあり、それまで同日に行われていた南郊と明堂の儀礼を別々の日にすべしと提案されたのを受け、王儉が南郊の開催日である上辛の二〇日後にあたる後辛に明堂を祭るべしとし、それが裁可されたことが記されている。⁵⁾ かつて筆者が明らかにしたように、この明堂は劉宋孝武帝が西晋の都であった洛陽の奪回を断念し仮住まいの地に過ぎなかった建康を新たな天下の中心とするために建てたものであった。⁶⁾ とすれば明堂に関する限り王儉の議論は『周礼』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものでなく、すでに劉宋孝武帝期に大枠のできていた儀礼の細部を補うものであったことになる。

また、『南齐書』卷九礼志上に、永明三年のこととして、

宋の元嘉・大明以來、竝ならびに立春後の亥日がいじつを用ふ。尚書令王儉以為せきでんらく亥日の藉田、經記に文無し、と。……參議ていがいし丁亥を用ふるを奏す。詔し可とす。（宋元嘉・大明以來、竝用立春後亥日。尚書令王儉以為亥日藉田、經記無文。

……參議奏用丁亥。詔可。）

とあり、劉宋の元嘉・大明年間以來、籍田儀礼の開催日が立春後の亥日であったのに対し王儉が丁亥にすべしとし、それが裁可されたことが記されている。かつて拙稿で述べたように南朝の籍田儀礼は劉宋孝武帝の父である文帝の元嘉年間から始まり、孝武帝の大明年間以降、民爵賜与とセットで行われるようになった。⁷⁾ とすれば王儉の整備は明堂の開催日のケースと同様、劉宋期に大枠のできていた儀礼の細部を補うものであったことにならう。

もちろん、南齐武帝期に王儉が凶礼以外の整備について『周礼』を全く意識しなかったとは考えにくい。しかし前掲の『梁書』伏曼容伝に「之と禮樂を定めんと欲するも、會々儉薨せうず」とあることから窺えるように、凶礼以外の儀礼整備は決して十分なものではなかった。例えば『南齐書』卷九礼志上に、同じく永明三年のこととして、

詔し學を立つ。……有司奏すらく、……先聖・先師を釋奠せきでんするに、……未だ今ま當に何の禮を行ひ、何の樂を用ふる

べきかを詳らかにせず、と。……尚書令王儉議すらく、周禮、春は學に入れて、菜を舍き舞を合はす、と。……元嘉學を立つ。裴松之議すらく應に六佾を儻ひ、郊樂未だ具はらざるを以て、故に權に登歌を奏すべし、と。今ま金石已に備はれば、宜しく軒縣の樂・六佾の舞を設くべし、と。(詔立學。……有司奏、……釋奠先聖・先師、……未詳今當行何禮、用何樂。……尚書令王儉議、周禮、春入學、舍菜合舞。……元嘉立學。裴松之議應儻六佾、以郊樂未具、故權奏登歌。今金石已備、宜設軒縣之樂・六佾之舞。)

とあり、国学で積奠を行う際、王儉が劉宋文帝の元嘉年間にはまだ雅樂がそなわっておらず暫定的に登歌という歌曲のみを演奏したが、今はすでに雅樂がそなわっているでそれを用いるべしとしたことが記されている。史料に見える「春は學に入れて、菜を舍き舞を合はす」は『周禮』春官、大胥を出典とする。筆者が前稿で明らかにしたように、南朝の雅樂は劉宋孝武帝のとき建康を天下の中心にせんとする国策の一環として整備されたものであり、その父の文帝のときにはまだ不十分なものしかなかった。それを踏まえ、王儉は劉宋孝武帝期に整備された南朝雅樂を国学の積奠にも沿用すべしと述べたのである。

一方、南朝で本格的に『周禮』にもとづく雅樂整備が行われるのは梁武帝のときである。その最大の特徴は『周禮』の記述にもとづく歌曲名を特定の一文字で統一したことであり、これは中国最後の王朝である清まで引き継がれた。こうした『周禮』にもとづく伝統の創造と比べると、王儉の議論は劉宋孝武帝期にできた雅樂を他の儀礼に沿用したに過ぎないレヴェルのものであった。

このように南齊武帝期には『周禮』にもとづく儀礼整備が行われたが、それは五礼のうち凶礼を主とするものであった。それ以外については『周禮』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものでなく、劉宋で大枠のできていた儀礼の細部を補うという性格が濃厚であったと考えられる。

第二節 南斉明帝の『周礼』にもとづく儀礼整備

さて、南斉明帝は初代皇帝である高帝の甥にあたり、高帝の長子にあたる南斉武帝の孫から篡奪によって帝位を継承した。明帝は自らの傍系継承を安定させるため、高帝、武帝の子孫の多くを殺害したことで知られる。中国王朝では、こうした傍系継承の皇帝が自らの即位を正統化するために儀礼を整備することがしばしば見られる。しかし従来の研究では、南斉明帝も傍系継承を正統化するために儀礼を整備したという点にほとんど注意が払われていない。

それは『南斉書』および『梁書』に次のような史料があるからである。すなわち、『南斉書』については卷三九史臣曰の条に、

永明篡襲し、……王儉輔と爲り、經禮に長ず。……建武繼立し、……時に文を好まず、……前軌追ひ難し。(永明篡襲、……王儉爲輔、長於經禮。……建武繼立、……時不好文、……前軌難追。)

とあり、南斉武帝の永明年間に礼を得意とする王儉が宰相になったこと、一方、南斉明帝の建武年間はそれに及ばなかったことが記されている。

しかし、前節で述べたように王儉の儀礼整備は凶礼を主とするものであり、それ以外については『周礼』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものではなかった。また、『南斉書』を撰したのは蕭子恪という人物である。彼は南斉高帝の孫であったため、建武年間に南斉明帝によって兄弟ともども殺されかけたことがある(『梁書』卷三五蕭子恪伝)。従って、彼の手になる『南斉書』の明帝評価に負のバイアスが全くかかっていないとは考えにくい。

一方、『梁書』については卷四八伏曼容伝に、

建武中、……明帝儒術を重んぜず。曼容の宅瓦官寺がかんじの東に在り、高坐を聽事に施す。(建武中、……明帝不重儒術。

曼容宅在瓦官寺東、施高坐於聽事。」

とあり、建武年間に明帝が儒術を重んじなかつたので、伏曼容が經典を講義するための高座を自宅に設けたことが記されている。また、『梁書』卷四八何佟之伝に、

高祖踐阼^{せんそく}し、儒術を尊重し、佟之を以て尚書左丞と爲す。是の時百度草創す。佟之禮に依り議を定め、裨益する所多し。(高祖踐阼、尊重儒術、以佟之爲尚書左丞。是時百度草創。佟之依禮定議、多所裨益。)

とあり、それとは対照的に梁武帝は儒術を重んじたので、何佟之を尚書左丞に就任させ儀礼整備に役立たせたことが記されている。

しかし前節で述べたように、伏曼容は五礼のなかで凶礼を得意とした。その成果はすでに南斉武帝期にあげられているので、かりに伏曼容が明帝に重用されたとしてもどこまでさらなる儀礼整備の発展に役立ったかは疑わしい。また、『梁書』の列伝は梁の国史にもとづいている(『廿二史劄記』卷九梁書悉掘国史立伝)。そのため創業の君主である梁武帝については「儒術を尊重」した名君として持ち上げる一方、その引き立て役にすべく南斉明帝に「儒術を重んぜず」という対照的な評価を下したことは十分に考えられる。

とくに何佟之の扱いについては、あたかも梁武帝期になって重用されたかのように記されているが、実際は南斉明帝の建武二年(四九五)に『周礼』にもとづく儀礼整備で立て続けに意見を述べており明帝はそれらをすべて裁可している。

これは従来の南斉明帝に対する評価を変えるものなので、いまこの点について見てみよう。

何佟之とは『周礼』、『儀礼』、『礼記』の三礼を独学でまなび南斉明帝の建武年間に「京邑の碩儒、唯だ佟之のみ。(京邑碩儒、唯佟之而已。)」と称された碩学であり、梁武帝による天監元年(五〇二)の儀礼整備でも活躍した人物である(『梁書』卷四八何佟之伝)。「南斉書」卷九礼志上に、建武二年のこととして、

有司景懿^{けいい}后新廟^{しんぼう}に遷登せる車服の儀を奏す。祠部郎何佟之議して曰はく、周禮……皇后の六服、裨衣^{きい}上と爲し、楡^{よう}

翟^{てい}之に次ぐ。首飾に三有り、副上と爲し、編之に次ぐ。五車、重翟^{ちゆうたけ}上と爲し、厭翟^{うやうたけ}之に次ぐ。……上公夫人に副及び褱衣有り。……況んや景皇懿^い后の禮九命より崇^{たか}きをや。……后重翟^{ちゆうたけ}に乗るも、亦た疑ふに非ずと謂ふなり、と。……之に従ふ。(有司奏景懿^い后遷登新廟車服之儀。祠部郎何佟^{たか}之議曰、周禮……皇后六服、褱衣爲上、楡翟^い次之。首飾有三、副爲上、編次之。五車、重翟^{ちゆうたけ}爲上、厭翟^{うやうたけ}次之。……上公夫人有副及褱衣。……況景皇懿^い后禮崇九命。……后乘重翟^{ちゆうたけ}、亦謂非疑也。……從之。)

とあり、景懿^い皇后の神主を新廟に遷すにあたり神主にどのような車服を用いるべきか議論したところ何佟^{たか}之が『周禮』にもとづき服は褱衣、頭上の服飾は副、車は重翟^{ちゆうたけ}にすべしと述べ、それが裁可されたことが伝えられている。景懿^い皇后の景とは南斉明帝の父の諡(高帝の兄、蕭道生。明帝の篡奪後、始安王から景帝に追尊された)のことであり、懿とは明帝の母の諡のことである(『南齊書』卷六明帝紀、建武元年一月乙酉の条)。従つて、景懿^い皇后とは景帝の配偶者の懿^い皇后を意味する。これらの追尊は、明帝が傍系から南斉の帝位を継承したことにとまなうものであった。さらに、褱衣、副、重翟^{ちゆうたけ}はそれぞれ『周禮』天官の内司服・追師の条、春官の巾車の条を出典とする。何佟^{たか}之は南斉明帝の傍系継承にともない、その母に『周禮』にもとづく皇后の待遇を適用したのである。

また、『南齊書』卷九礼志上に、やはり建武二年のこととして、

祠部郎何佟^{たか}之奏すらく、案ずるに周禮……牧人に云はく、凡そ陽祀には駢^{せい}牲を用ひ、陰祀には黝^{ゆう}牲を用ふ、と。鄭玄^{げん}云はく、駢^{せい}は、赤なり。黝^{ゆう}は、黒なり。陽祀は、天を南郊に祭り宗廟に及ぶなり。陰祀は、地を北郊に祭り社稷に及ぶなり、と。……今ま南北兩郊^{とも}共に玄牲を用ひ、又た明堂・宗廟・社稷俱に赤を用ふるは、昔典^{せきてん}に違ふ有り。……盛則を虧^かくるを懼^{おそ}る、と。……之に従ふ。(祠部郎何佟^{たか}之奏、案周禮……牧人云、凡陽祀用駢^{せい}牲、陰祀用黝^{ゆう}牲。鄭玄云、駢^{せい}、赤。黝^{ゆう}、黒也。陽祀、祭天南郊及宗廟。陰祀、祭地北郊及社稷。……今南北兩郊同用玄牲、又明堂・宗廟・社稷俱用赤、有違昔典。……懼虧盛則。……從之。)

とあり、何佟之が『周礼』地官、牧人の条および鄭玄注にもとづき祭祀の犠牲動物について南郊・宗廟は赤色、北郊・社稷は黒色を用いるべしと述べ、それが裁可されたことが伝えられている。このうち陽祀にあたる南郊および宗廟は郊廟と並称され、中国王朝でもっとも重要な祭祀であった。しかし、すでに金子修一氏によって明らかにされているように、郊廟のうち南郊については南斉明帝が疑い深く行幸のときにも用心して行き先を隠したため一度も行われなかった¹⁰。従って、明帝にとって宗廟は南郊の祭祀を行った他の皇帝にくらべてより重要な儀礼となつたはずである。その宗廟は歴代の南斉皇帝と傍系の明帝を祭祀によつて結びつける場でもあつた。何佟之はそうした明帝が行う宗廟儀礼の儀式次第を『周礼』にもとづき整備したのである。

さらに、『南斉書』卷九礼志上に、同じく建武二年のこととして、

早。有司雩祭^{うさい}明堂に依るを議す。祠部郎何佟之議して曰はく、周禮司巫^{しふ}に云はく、若し國大旱すれば、則ち巫を帥^{ひき}りて雩を舞ふ、と。……禮雩を舞ふは乃ち闕^かくる無からしめよ、と。……之に従ふ。(早。有司議雩祭依明堂。祠部郎何佟之議曰、周禮司巫云、若國大旱、則帥巫而舞雩。……禮舞雩乃使無闕。……從之。)

とあり、旱害解消のための雨乞い儀礼である雩をどのように行うべきか議論したところ何佟之が雩には『周礼』春官、司巫の条にもとづき舞をとまなうべしと述べ、それが裁可されたことが伝えられている。このときの旱害については、『南斉書』卷一九五行志、金の条に、建武二年のこととして、

大旱。時に虜寇^{まご}方に盛ん。皆な衆を動かすの應なり。(大旱。時虜寇方盛。皆動衆之應也。)

とあるように、北魏の侵略が盛んであつたがゆえに起こつたものと考えられていた。この侵略は北魏孝文帝が南斉明帝の篡奪による傍系継承に目をつけ、その非を鳴らして行つたものである(『南斉書』卷五七魏虜伝)。とすれば右の『周礼』にもとづく雩の整備にも間接的ではあるが、明帝の傍系継承が関わつていたと言えよう。

このように傍系から帝位を継承した南斉明帝の建武二年、何佟之は『周礼』にもとづく儀礼整備で立て続けに意見を述

べ、それらはすべて裁可されている。ではなぜ傍系の明帝が自らの即位を正統化するにあたり、『周礼』が使われたのであろうか。

当時、南斉明帝と対峙していた北魏孝文帝が『周礼』を極めて重視した点について、川本芳昭氏は次のように述べている。すなわち『周礼』はすでに五胡十六国時代に騎馬遊牧民の政権による受容が見られ、北魏孝文帝期になると洛陽遷都に見られるように国策決定の根本とされるまでになった、と。筆者は川本氏の見解に賛同するものである。

また、洛陽遷都は四九四年に行われたが、これは『周礼』にもとづく儀礼整備が立て続けに行われた建武二年（四九五）の前年にあたっている。つまり、南斉明帝の『周礼』にもとづく儀礼整備は孝文帝の洛陽遷都を受けて行われているのである。

さらに、『文館詞林』巻六六五後魏孝文帝遷都洛陽大赦詔に、

營周を改め成魏と爲し、北師を南夏に移す。（改營周爲成魏、移北師於南夏。）

とあり、洛陽遷都が「營周」すなわち『周礼』の作者とされる周公の成周造宮を踏まえたものであったこと、それにともない北魏が南斉討伐の兵をあげたことが述べられている。

このように北魏孝文帝が南斉の傍系継承の非を鳴らすだけでなく『周礼』にもとづく洛陽遷都によって中華の正統を争おうとしたことに対し、明帝が全く無関心であったとは考えにくい。とすれば南斉明帝は『周礼』を理想とする北魏孝文帝の洛陽遷都に対抗するために、あえて『周礼』にもとづく儀礼整備を行い自らの正統性を主張したと考えられる。

以上のように孝文帝による洛陽遷都を受けて南斉明帝が『周礼』にもとづく儀礼整備を行ったことは従来、あまり注目されなかったが、南北朝における『周礼』重視の実態如何という点からみると決して無視できない事柄であろう。

ただし南斉明帝は本来輔佐すべき武帝の孫から帝位を篡奪したから周公による成王輔政の故事と大きく乖離してしまいい、『周礼』にもとづく儀礼整備によって正統性を主張する際、北魏にその弱点を突かれることになった。この弱点を克

服するべく、梁武帝は周の武王が殷の紂王を討伐したことに自らの即位をなぞらえ南斉に代わり梁という新王朝を樹立する。次節ではこの点について述べる。

第三節 梁武帝の新王朝樹立

論の展開の都合上、まず南斉明帝の篡奪をめぐる行われた北魏孝文帝と南斉の使者である崔慶遠のやりとりを見てみよう。『南斉書』卷四五蕭遙昌伝に、建武二年（四九五）、孝文帝が南斉の使者の崔慶遠に言ったことばを載せて、

聽くならず卿の主克よく凶嗣しりぞを黜しりぞけ、忠孝に違はず、と。何を以て近親を立て、周公成王を輔たすくるが如くせずして、苟しくも自ら取らんと欲する。（聽卿主克凶嗣、不違忠孝。何以不立近親、如周公輔成王、而苟欲自取。）

とあり、明帝が凶嗣すなわち南斉武帝の孫（鬱林王と海陵王の二帝）を廢したのは忠孝に違わないものであったと聞くが、それならばなぜ周公が成王を輔政したように二人に代わる近親者を立てず傍系の自らが篡奪するに至ったのかと問い質したことが伝えられている。

このあと明帝の篡奪について孝文帝と崔慶遠のあいだで周公の成王輔政、前漢霍光の宣帝擁立を踏まえたやりとりがなされ最終的に崔慶遠は孝文帝に対し、『南斉書』卷四五蕭遙昌伝に、

何を以て、武王紂を伐ち、何の意ありて微子を立てて之を輔けず、苟しくも天下を貪ると言はざらん。（何以不言、武王伐紂、何意不立微子而輔之、苟貪天下。）

とあるように、むしろ「周の武王が殷の紂王を討伐したとき、なぜ紂王の兄である微子を立てて輔佐せず自ら天下を篡奪するに至ったのか」と問うべきであろうと切り返した。つまり、南斉明帝の即位を殷周革命に等しいと表現したのである。このように明帝の即位は殷周革命に等しいという正統化が試みられたものの、実際は周公の成王輔政の故事と大きく

乖離した篡奪による傍系継承であった。このように南斉明帝は『周礼』にもとづく儀礼整備によって正統性を主張する際、北魏にその弱点を突かれることになったのである。

一方、梁武帝（以下、蕭衍という）については、『梁書』卷一三沈約伝に、南斉末、配下の沈約が皇帝即位を勧めた言を載せて、

今ま童兒・牧豎、悉く齊祚已に終はるを知る。……昔し武王紂を伐つ。……若し早く大業を定めざれば、天人の望みを稽む。（今童兒・牧豎、悉く齊祚已終。……昔武王伐紂。……若不早定大業、稽天人之望。）

とあり、南斉の天命がすでに尽きたのは子供でも知っているので、「武王殷を伐つ」すなわち殷周革命にならい早く新王朝を樹立すべしと述べたことが伝えられている。沈約の言を受けて蕭衍は周の武王が殷の紂王を討伐したことに自らの即位をなぞらえ、南斉に代わり梁という新王朝を樹立した。

ここで目を引くのは梁では沈約のように蕭衍を周の武王になぞらえるだけでなく、その父である蕭順之を周の文王になぞらえることも強く意識され梁を周になぞらえる政策の徹底化がはかられたことである。蕭衍が父の蕭順之を周の文王になぞらえたことは従来あまり注目されていなかったから、いまこの点について見てみよう。

『梁書』卷二武帝紀中、天監元年（五〇二）夏四月丙寅の条に、

皇考を追尊し文皇帝と爲し、廟を太祖と曰ふ。（追尊皇考爲文皇帝、廟曰太祖。）

とあり、蕭衍が即位にともない父の蕭順之の諡号を文帝、廟号を太祖としたことが伝えられている。

このうち諡号の文帝については、『隋書』卷一三音樂志上、梁の条に、梁の宗廟儀礼で祖先の功績をうたう登歌の歌詞を載せて、

於赫たる文祖、我が大梁を基づく。土七十を肇き、四方を奄有す。（於赫文祖、基我大梁。肇土七十、奄有四方。）

とあり、「文祖」すなわち蕭順之が梁の基礎をきずいたことを「土七十を肇き、四方を奄有す」と表現したことが記され

ている。ここにみえる「土七十を肇き」とは『孟子』梁惠王下に、

文王の圉は、方七十里。(文王之圉、方七十里。)

とあるように、周の文王の狩場が七〇里あったという記事を踏まえたものであった。また、「四方を奄有す」も『毛詩』大雅、文王之什、皇矣に、

祿を受けて喪ふ無く、四方を奄有す。(受祿無喪、奄有四方。)

とあるように、周が天より福祿を受けてそれをうしなうことなく、ついに文王に至って天下をおおいたもつようになったという記事を踏まえたものであった。

一方、廟号の太祖についても、『毛詩』周頌、臣工之什、雝の詩序に、

太祖を禘するなり。(禘太祖也。)

とあり、その鄭箋に、

太祖は文王を謂ふ。(太祖謂文王。)

とあるように、やはり周の文王が太祖(大は太に通ず)とされた記事を踏まえたものであった。梁より前の南朝で太祖の廟号をもつのは、劉宋の第三代皇帝である文帝と南斉の初代皇帝である高帝である。両帝はともに実際に皇帝に即位しており、劉宋文帝は元嘉の治、南斉高帝は王朝創業のようにそれぞれ廟号に相応しい功績を立てている。一方、蕭衍の父の蕭順之は皇帝に即位していない。それだけでなく蕭順之は漢末の曹操、魏末の司馬昭(両者ともに廟号は太祖)のように、生前に位人臣を極めたわけでもない。とすれば蕭衍がそうした父の廟号を太祖としたのはかなり異例であったことになろう。このように蕭衍は梁を樹立するにあたり父を周の文王になぞらえるのを強く意識し、あえてその諡号を文帝、廟号を太祖としたのである。

ところで齊梁革命を殷周革命になぞらえるといっても蕭衍の五代前の先祖は蕭整という人物であり、彼は南斉の初代皇

帝である高帝の四代前の先祖でもあった。つまり、斉梁革命は同姓の一族の間で王朝交代が行われたのであるが、これは本来、易姓革命すなわち異姓の一族が新王朝を樹立する中国王朝では稀有のことである。ではなぜ蕭衍は南斉の帝位を継承せず梁という新王朝を樹立したのであろうか。

この問題について蕭衍は同姓の一族といっても遠縁であるから、南斉皇帝との血縁的つながりをそれほど意識しなかったのではないかという向きもあるかも知れない。しかし、『梁書』卷一武帝紀上に、中興元年（五〇一）二月己卯における蕭衍の令を載せて、

皇家造らず、此の昏凶に違ふ。……吾れ身皇宗に籍し、先願を曲荷す。……仰ぎて朝命を稟け、任専征に在り。
（皇家不造、遭此昏凶。……吾身籍皇宗、曲荷先願。……仰稟朝命、任在専征。）

とあり、彼が拳兵当初、自らを「皇宗」すなわち南斉皇帝の一族であったがゆえに明帝の子である東昏侯の悪政を見過ぐせず自ら擁立した東昏侯の弟である和帝の朝命によって征伐に及んだことが述べられている。

また、『梁書』卷三五蕭子恪伝に、天監年間、蕭衍が南斉高帝の孫にあたる蕭子恪に語った言を載せて、
齊・梁革代と曰ふと雖も、義往時に異なる。我と卿兄弟と復た絶服二世と雖も、宗屬未だ遠からず。（齊・梁雖曰革代、義異往時。我與卿兄弟雖復絶服二世、宗屬未遠。）

とあり、自らと蕭子恪ら兄弟の間柄を「宗屬未だ遠からず」としたうえで、同姓の一族が新王朝を樹立した斉梁革命はそれまでの易姓革命と異なるものであると述べたことが伝えられている。蕭衍は自ら南斉皇帝の「皇宗」であり「宗屬未だ遠からず」と述べるほど、南斉皇帝との血縁的つながりを強く意識していたのである。

それだけでなく、梁という国号もまた南斉の初代皇帝である高帝（以下、蕭道成という）に由来するものであった。すなわち、『南斉書』卷二八崔祖思伝に、劉宋末のこととして、

宋朝初め太祖を封じ梁公と爲すを議す。祖思太祖に啓して曰はく、讖書に云はく、金刀利刃齊しく之を刈る、と。

今ま宜しく齊と稱し、實に天命に應ずべし、と。之に従ふ。(宋朝初議封太祖爲梁公。祖思啓太祖曰、讖書云、金刀利刃齊刈之。今宜稱齊、實應天命。從之。)

とあり、劉宋は当初、蕭道成を「梁公」に封じようとしたが、崔祖思が将来の宋齊革命を見越して讖書にしたがい齊と稱すべしと述べ蕭道成もこれに従ったことが伝えられている。その後、南齊末になると「梁」の封号はもともと蕭道成に仕えていた陶弘景という人物によって蕭衍に進められついに齊梁革命が成し遂げられた(『梁書』卷五一陶弘景伝)。蕭衍がこうした宋齊革命の経緯を全く知らずに国号を「梁」にしたとは考えにくい。とすれば蕭衍は国号に選定するほど蕭道成の存在を強く意識していたことなるう。

さらに、蕭衍の子である蕭繹が撰した『金樓子』卷一興王篇に、蕭道成が皇位の行方に関する夢の内容を蕭衍の父である蕭順之に語ったときのこととして、

始め齊高府に在り、夢みらく屐はきものを著け太極殿に上る。三人従ふ。一人は齊武、一人は齊明、一人は天地の圖を張りて識しらず、意言是れ太祖の子弟なり、と。踐阼するに及び、嘗て太祖と密謀し、太祖に謂ひて曰はく、我れ辛苦し天下を得るも、祚孫に傳はらず。我れ死し、龍子當に得べし。龍子、齊武の小名。龍子死し、當に阿度に屬すべし。阿度、齊明の小名。此の後當に卿の子孫に還り、遂に大覇に至るべし、と。(始齊高在府、夢著屐上太極殿。三人從。一人齊武、一人齊明、一人張天地圖而不識、意言是太祖子弟。及踐阼、嘗與太祖密謀、謂太祖曰、我辛苦得天下、而祚不傳孫。我死、龍子當得。龍子、齊武小名。龍子死、當屬阿度。阿度、齊明小名。此後當還卿子孫、遂至大覇。)とあり、自分の死後は皇位が南齊武帝→南齊明帝→蕭順之の子孫の順に移ると述べたことが伝えられている。これは夢のお告げによって齊梁革命を正統化したものであるが、そこでもやはり南齊の建国者である蕭道成の存在が強く意識されているのである。

ではそこまで蕭道成の存在が強く意識されていたにもかかわらず、なぜ蕭衍は南齊の帝位を継承せず梁という新王朝を

樹立したのであろうか。この点について、『南齊書』卷四二蕭坦之伝に、永元元年（四九九）、南齊皇帝の一族であった蕭坦之の言を載せて、

明帝天下を取るは、已に次第に非ず。天下の人今に至るまで服せず。今ま若し復た此の事を作せば、恐るらくは四海瓦解せん。（明帝取天下、已非次第。天下人至今不服。今若復作此事、恐四海瓦解。）

とあり、明帝の傍系継承について天下の人々は未だ承服していないので、もう一度同じようなことを繰り返せば今度はこそ南朝が瓦解してしまうと述べたことが伝えられている。これは先述の北魏孝文帝だけでなく、南齊皇帝の一族も明帝の傍系継承の正統性を疑っていたことを示すものである。

また、蕭衍は南齊明帝のとき、孝文帝の洛陽遷都にともない南北朝の激戦地となった雍州で北魏の侵略を食い止めている（『梁書』卷一武帝紀上）。前節で述べたように、この孝文帝の侵略は南齊明帝の傍系継承の非を鳴らして行われたものであった。さらに、『梁書』卷一武帝紀上に、中興元年（五〇一）六月、蕭衍が東昏侯征伐に苦戦したため同じく南齊皇帝の一族であった蕭穎胄たちから北魏に救援を請うのが上策ではないかと提案されたところ、

豈に容まかに北面し救ひを請ひ、以て自ら弱きを示すべけん。……此の下計、何ぞ上策と謂はん。（豈容北面請救、以自示弱。……此之下計、何謂上策。）

と述べ、それを北魏に北面し自らの弱体をさらす下計であるとして撥ねつけたことが伝えられている。こうした蕭衍が即位するにあたり、北魏の存在を全く意識しなかったとは考えにくい。そこにはもし自ら南齊明帝について傍系継承を繰り返せば、『周礼』を掲げて中華の正統を争う北魏に再び弱点をさらしてしまうという国際的な政治判断もはたらいっていたであろう。とすれば蕭衍が南齊の帝位を継承せず齊梁革命を行った背景には、『周礼』にもとづき洛陽遷都を行った北魏との正統性をめぐる争いがあったと考えられる。

かつて拙稿で明らかにしたように、こうした蕭衍が前節の何佟之らとともに天監元年（五〇二）につくったのが、『周

『礼』にもとづく十二雅とよばれる梁の儀礼音楽であった。¹²⁾ また、天監四年、蕭衍は『周礼』に詳しいという理由で沈峻という農夫を五経博士に抜擢している。¹³⁾ さらに、天監六く七年、梁は天下の中心が洛陽でありそれは日影の長さが証明しているという南朝に不利な『周礼』の記述を読みかえ、如何なる地でも天下の中心になれるとする再解釈を行った。¹⁴⁾ このように蕭衍は『周礼』にもとづく洛陽遷都によって中華の正統を争う北魏に対抗するために、斉梁革命を殷周革命になぞらえるだけでなく儀礼音楽の整備、五経博士の抜擢、影長の再解釈などをおこない、梁を周になぞらえる政策を徹底させていったのである。

おわりに

本稿で述べたことをまとめると、以下のようなになる。

①南斉武帝期には『周礼』にもとづく儀礼整備が行われたが、それは五礼のうち凶礼を主とするものであった。それ以外については『周礼』にもとづく儀礼改革を断行するというレヴェルのものでなく、劉宋で大枠のできていた儀礼の細部を補うという性格が濃厚であったと考えられる。

②南斉明帝は『周礼』を理想とする北魏孝文帝の洛陽遷都に対抗するために、あえて『周礼』にもとづく儀礼整備を行い自らの正統性を主張した。ただし南斉明帝は本来輔佐すべき武帝の孫から帝位を篡奪したから周公による成王輔政の故事と大きく乖離してしまい、北魏にその弱点を突かれることになった。

③明帝の抱えた弱点を克服するべく、梁武帝は周の武王が殷の紂王を討伐したことに自らの即位をなぞらえ南斉に代わり梁という新王朝を樹立した。そこにはもし自ら南斉明帝について傍系継承を繰り返せば、『周礼』を掲げて中華の正統を争う北魏に再び弱点をさらしてしまうという国際的な政治判断もはたらいっていたと考えられる。

註

- (1) 小林聡「泰始礼制から天監礼制へ」『唐代史研究』第八号、二〇〇五年)、梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』六一〜六三頁(社会科学文献出版社、二〇〇九年)参照。
- (2) 拙稿「華北における中国雅楽の成立―五〜六世紀を中心に―」(『史学雑誌』第一二九編第四号、二〇二〇年)参照。
- (3) 齊梁革命について、魏晋南北朝史の古典的研究である岡崎文夫『魏晋南北朝通史』は清の考証学者である王鳴盛の見解を紹介し次のように述べている(岡崎氏『魏晋南北朝通史』二八二〜二八三頁、弘文堂、一九三二年)。
王鳴盛は梁を以て齊の延長であると見做すやうであるが、併し事実上蕭衍は齊の国号を改めて梁朝を新設して居るのであるから、彼の意中には革命によつて人心を一変せんとするの企図を有して居た
- 本稿は『周礼』を掲げて中華の正統を争う北魏との国際関係という新視点から、南齊の延長と梁の新設という二つの見方を統合的に理解しようとするものである。
- (4) 小林氏註(1) 論文参照。
- (5) 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』四七頁(岩波書

店、二〇〇六年) 参照。

- (6) 拙稿「劉宋孝武帝の礼制改革について―建康中心の天下観との関連からみた―」(九州大学東洋史論集』第三六号、二〇〇八年。のち拙著『東晋南朝における伝統の創造』第二編第二章、汲古書院、二〇一五年所収) 参照。
- (7) 拙稿「魏晋南朝の民爵賜与について」(九州大学東洋史論集』第三〇号、二〇〇二年。のち註(6) 拙著第一編第一章所収) 参照。
- (8) 拙稿「東晋南朝における伝統の創造について―楽曲編成を中心としてみた―」(『東方学』第一二二輯、二〇一一年。のち註(6) 拙著第二編第四章所収) 参照。
- (9) 拙稿「中国古代の音楽と政治」(『歴史と地理 世界史の研究』第二五九号、二〇一九年) 参照。
- (10) 金子氏註(5) 著書二四六頁参照。
- (11) 川本芳昭「五胡十六国・北朝史における周礼の受容をめぐる」(『佐賀大学教養部研究紀要』第二三卷、一九九一年。のち『魏晋南北朝時代の民族問題』第三篇第二章、汲古書院、一九九八年所収) 参照。
- (12) 註(8) 拙稿参照。
- (13) 拙稿「南北朝における天下の中心について」(『唐代史

研究』第二号、二〇一八年）参照。

(14) 註(13) 拙稿参照。

【附記】本稿は二〇二〇年度科学研究費補助金基盤研究(C)

「六〇八世紀華北における南朝系人士の活動と文化融合」

(代表・小林聡)、二〇一九年度科学研究費補助金基盤研究

(C)「国家儀礼からみた東アジア音楽史の新研究」による
成果の一部である。

(お茶の水女子大学准教授)